平成２３年（フ）第５４４号
静岡県浜松市南区下江町534番地の３、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区佐藤１丁目38番10号
破産者　冨高　忠生
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
静岡県浜松市南区若林町1182番地の１　レアール若林105号
破産者　関口徳雄こと　関口　徳雄
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
静岡県浜松市南区若林町1182番地の１　レアール若林105号、住民票上の住所静岡県浜松市中区鴨江１丁目30番８号
破産者　関口　祝一
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
兵庫県篠山市郡家892番地１　パナハイツフェリカ101号、開始決定時の住所兵庫県篠山市野中87番地41
破産者　宅和　文守
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県加西市若井町2632番地
破産者　上田　忠実
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第９号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀853番地の１
破産者　金福　照明
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４２１号
香川県高松市香南町西庄1726番地１
破産者　植田　輝真
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５４４号
愛媛県松山市北条479番地
破産者　伊田　洋三
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触74番地
破産者　山内　　良
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第６８８号
埼玉県川口市三ツ和２丁目13番地の18　フローレスマンション壱番館210号
破産者　髙橋　健吉
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４３号
埼玉県蕨市南町４丁目15番９号　すみれマンション202号
破産者　高橋　深雪（旧姓川鍋・長澤）
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１８号
大阪府東大阪市今米１丁目14番56―401号、申立時の住所奈良県生駒郡平群町大字椿井863番地の７
破産者　福里　佳樹
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２８１号
茨城県水戸市堀町2287　フラットマーサ１号館101号室、住民票上の住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚2206番地の３
破産者　三村　孝信
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８０号
さいたま市緑区東大門２丁目17番地15　ベルハウス203
破産者　三浦　雅彦
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
埼玉県所沢市大字下安松889番地の２　ニューベルハイツ102
破産者　佐々木　督
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７０号
奈良市大安寺３丁目９番５－２号
破産者　ビューティーショップ和・お好み焼きさとちゃんこと　衣裴井和子（旧姓山村）
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２７７号
奈良市千代ケ丘２丁目３番地の１　滝の峯荘
破産者　岩島　治夫
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３１２号
奈良市学園大和町５丁目769番地の１　サンパレス大神207号
破産者　南山美代子
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
高知県宿毛市宇須々木25番地５
破産者　濵口　憲三
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部